

藤井寺市立市民総合会館 優先予約受付

地域の文化芸術の創造に資する事業について、通常の予約受付期間より優先して予約を受付けます。

1. 概要

公益性の高い利用については藤井寺市内外問わず、国際的、全国的、各都道府県規模で活動を行っている団体・連合体・実行委員会等及び学校などの団体による文化的な活動について、下記の基準に基づき指定管理者が認める場合には優先予約可能です。

2. 優先予約の基準

- (1) 特定の対象ではなく、広く市民の文化芸術振興に寄与すると認められる事業
- (2) 特定の対象ではなく、広く市民を対象とする公開講座・講習会等のための利用、またはそれらを併催する事業
- (3) 学校団体の文化芸術に関する利用

3. 申込み方法

事前に事業計画書等のイベント概要を提出及び内容の聴き取りを実施し、優先予約の受付の判定を行い、決定いたします。決定後の使用料の支払い等は通常の予約と同様となります。

事業計画等のイベント概要として下記書類

- (1) 企画書（企画内容が具体的に明記されているもの）
- (2) 会社概要、団体規約など
- (3) 活動や事業内容がわかる資料（活動実績・記録写真・チラシなど）